収入印紙

工　事　請　負　請　書

1　工　事　名
2　工事場所
3　工　　期　自　　年　　月　　日から
　　至　　年　　月　　日まで
4　請負代金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　）

上記の工事において，次の各項を承諾の上，お請けいたします。

（１）別冊の仕様書に基づき，頭書の請負金額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成すること。

（２）工事を施工するに当たっては，発注者の選定した監督職員の指示に従い，工事に関する一切の事項を処理すること。

（３）請負代金額内訳書は，この請書提出後７日以内に提出すること。

（４）仕様書に監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該立会を受けて施工すること。

（５）仕様書に監督職員の立会の上施工するものと指定された工事材料については，当該立会を受けて施工すること。

（６）発注者が必要ある場合は，工事内容の変更又は工事の打ち切りを命ぜられても異議なく，この場合において，工期又は請負代金額を変更する必要があるときは発注者と協議して定めること。

（７）工事が完成したときは，直ちに検査を受け，検査に合格したときは，遅滞なく当該目的物を引き渡すこと。

（８）検査の時期は，届出の日から１４日以内，請負代金の支払の時期は，検査合格後発注者が適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内とすること。

（９）自己の責に帰する理由により工期内に工事を完成しないときは，遅滞日数に応じ，請負代金につき年５パーセントの割合で計算した額の損害金を納付すること。

(10) 次の各号の一に該当したときは,契約を解除されても異議なく,契約を解除されたときは,請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として，指定された期間内に納付すること。

ア　自己の責に帰する理由により工期内に工事を完成することができないとき又は完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

イ　この請書の各項に定められた義務に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(11) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させないこと（あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除く。)。

(12) この工事について紛争が生じた場合は，建設業法による［　　］建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図ること。

(13) この請書に定めのない事項については，必要に応じて発注者と協議して定めること。

年　　月　　日

支出負担行為担当官

殿

受注者
住　所
氏　名